

「柔軟な働き方」に係る取組について

県庁における健康経営を実践する取組として、勤務場所や勤務時間の更なる柔軟化により、職員個人の事情に応じて働き続けられる環境の整備を行います。

1. 「在宅勤務制度」の拡充

平成29年4月から導入している在宅勤務制度について、制度の拡充を行います。

(1) 対象職員を「全ての職員」に拡大

[現行] 育児・介護を行う職員、長時間通勤、その他所属長が特に認める職員
→ [改正後] 全ての職員

(2) 育児・介護を行う職員については、時間単位での在宅勤務を認める

[現行] 終日または半日単位 → [改正後] 時間単位での実施も可能とする
(例: 8:30~16:15まで職場で勤務し、子どものお迎えをして、家事・育児の後、21:00~22:00で在宅勤務を実施)

2. 「時差出勤制度」の実施（新型コロナウイルス感染症対策のため3月2日から前倒し実施）

(1) 対象職員は、全ての職員とする

(2) 勤務パターンは、以下のとおり

勤務区分	勤務時間	休憩時間
早出勤務	①午前7時00分から午後3時45分まで ②午前7時30分から午後4時15分まで ③午前8時00分から午後4時45分まで	正午から 午後1時00分まで
(通常勤務)	(午前8時30分から午後5時15分まで)	
遅出勤務	④午前9時00分から午後5時45分まで ⑤午前9時30分から午後6時15分まで ⑥午前10時00分から午後6時45分まで	

(3) より柔軟に時差出勤制度を利用できるよう、実施単位を1日単位、申請手続きを原則として2勤務日前までとします。

(例: 月、水は妻が早出勤務により子どものお迎えをして、火、木、金は夫が早出勤務により子どものお迎えをするという使い方や、繁閑の状況で役割分担を随時変更することも可能となる)

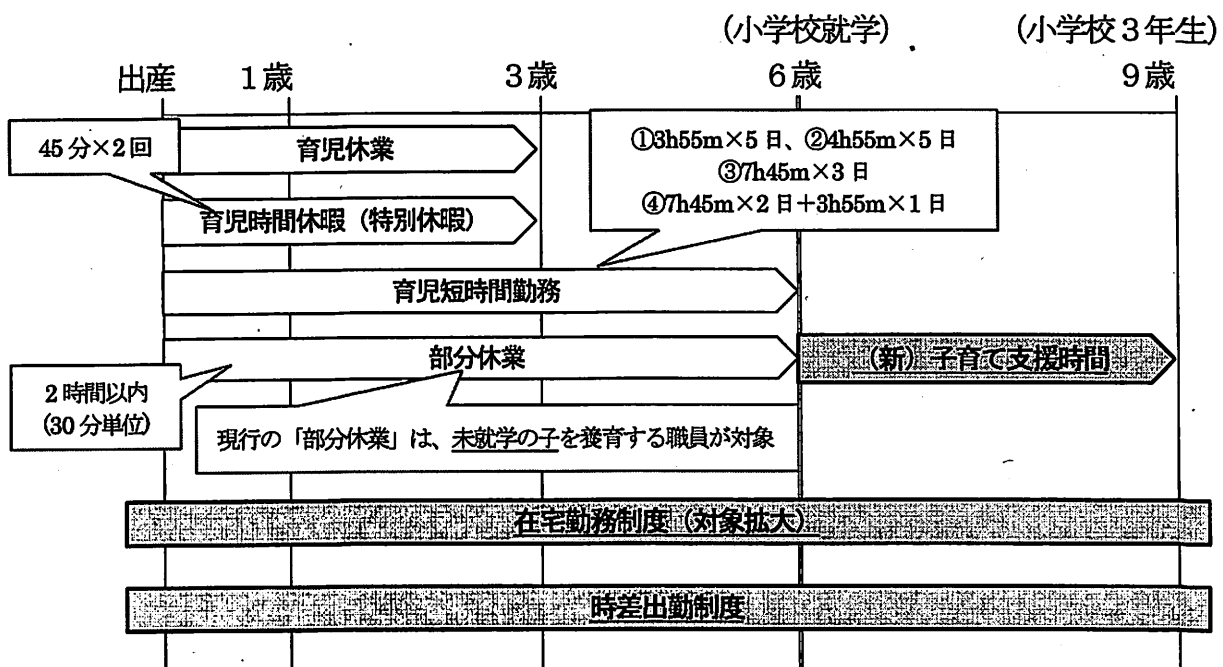
3. 「子育て支援時間制度」の導入（令和2年4月～） ※ 勤務時間条例の改正が必要

- (1) 職員が子育てしながら就業を継続できる環境（セーフティネット）の整備を行うため、小学校1年生から小学校3年生までの子を養育する場合に、1日を通じて2時間を超えない範囲で取得することができる、無給の休暇制度を創設します。

4. その他

- ・上記1～3は、併用することもできます。
- ・フレックスタイム制について、先行実施県の状況等も踏まえて、検討を行います。

《参考》子育てに関する主な制度について



滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例
案要綱

1 改正の理由

職員が仕事と子育てを両立することができる勤務環境を充実させる観点から、部分休業に準じた新たな休暇制度を創設するため、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）ほか5条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）および滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号）の一部改正（第1条、第5条および第6条関係）

小学校またはこれに準ずる学校に就学している子（第1学年から第3学年までの子に限る。）を養育するため、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる無給の子育て支援時間を新たに設けることとします。

- (2) 滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）の一部改正（第2条関係）

育児時間休暇、介護時間または子育て支援時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認は、1日につき2時間から育児時間休暇、介護時間または子育て支援時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うこととします。

- (3) 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和43年滋賀県条例第24号）の一部改正（第3条関係）

職員が子育て支援時間を取得する場合には、給与を減額して支給することとします。

- (4) 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成17年滋賀県条例第112号）の一部改正（第4条関係）

職員が子育て支援時間を取得する場合には、給与を減額して支給することとします。

- (5) その他

ア この条例は、令和2年4月1日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
第1条～第8条の2 省略 （育児または介護を行う職員の深夜勤務等の制限） 第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。<u>以下この条および第15条ならびに別表第3において同じ。</u>）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜において勤務させてはならない。 2～3 省略 4 前3項の規定は、第20条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。<u>以下この条および第15条ならびに別表第3において同じ。</u>）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜において勤務させてはならない。	第1条～第8条の2 省略 （育児または介護を行う職員の深夜勤務等の制限） 第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。<u>第20条を除き、以下同じ。</u>）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜において勤務させてはならない。 2～3 省略 4 前3項の規定は、第20条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。<u>第20条を除き、以下同じ。</u>）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜において勤務させてはならない。

ものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育する」とあるのは「第20条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)」に」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第20条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者の介護をする」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第20条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第9条 省略

(休暇の種類)

第10条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇および介護時間とする。

2 休暇とは、次条から第20条の2までに規定する休暇であつて、正規の勤務時間中に勤務しない期間をいう。ただし、特別休暇(第18条に規定する特別休暇を除く。)が週休日または祝日法による休日もしくは年末年始の休日の前後にわたる場合には、現に継続する日数をもって休暇の期間とみなす。

第11条～第20条の2 省略

る者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育する」とあるのは「第20条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)」に」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第20条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者の介護をする」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第20条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第9条 省略

(休暇の種類)

第10条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間および子育て支援時間とする。

2 休暇とは、次条から第20条の3までに規定する休暇であつて、正規の勤務時間中に勤務しない期間をいう。ただし、特別休暇(第18条に規定する特別休暇を除く。)が週休日または祝日法による休日もしくは年末年始の休日の前後にわたる場合には、現に継続する日数をもって休暇の期間とみなす。

第11条～第20条の2 省略

(新設)

第21条以下 省略

(子育て支援時間)

第20条の3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校またはこれに準ずる学校に就学している子（第1学年から第3学年までの子に限る。）を養育するため、1日の勤務時間の一部につき休暇を願い出たときは、子育て支援時間を与えることができる。

2 子育て支援時間の時間は、前項の子を養育している期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 第20条第4項の規定は、子育て支援時間について準用する。

第21条以下 省略

滋賀県職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
第1条～第22条 省略 （部分休業の承認） 第23条 省略 2 勤務時間条例第15条、学校職員勤務時間条例第16条もしくは警察職員勤務時間条例第15条の規定による特別休暇または勤務時間条例第20条の2、学校職員勤務時間条例第21条の2もしくは警察職員勤務時間条例第20条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇または当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 省略 第24条以下 省略	第1条～第22条 省略 （部分休業の承認） 第23条 省略 2 勤務時間条例第15条、学校職員勤務時間条例第16条もしくは警察職員勤務時間条例第15条の規定による特別休暇、勤務時間条例第20条の2、学校職員勤務時間条例第21条の2もしくは警察職員勤務時間条例第20条の2の規定による介護時間または勤務時間条例第20条の3、学校職員勤務時間条例第21条の3もしくは警察職員勤務時間条例第20条の3の規定による子育て支援時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇、当該介護時間または当該子育て支援時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 省略 第24条以下 省略

滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
第1条～第3条 省略 (給与の減額) 第4条 省略 2 職員が修学部分休業（当該職員が大学その他管理者が定める教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病または老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）<u>または介護時間</u>（当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。） _____ _____ _____	第1条～第3条 省略 (給与の減額) 第4条 省略 2 職員が修学部分休業（当該職員が大学その他管理者が定める教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病または老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、<u>介護時間</u>（当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。）<u>または子育て支援時間</u>（当該職員がその小学校またはこれに準ずる学校に就学している子（第1学年から第3学年までの子に限る。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当と認められる場合にお

の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第5条以下 省略

ける休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第5条以下 省略

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
第1条～第24条 省略 （給与の減額） 第25条 省略 2 職員が育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他病院事業庁長が定める教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他病院事業庁長が指定する者で負傷、疾病または老齢により病院事業庁長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）<u>または介護時間</u>（当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。） _____ _____ _____ _____の承認を受けて勤務しない場合には、	第1条～第24条 省略 （給与の減額） 第25条 省略 2 職員が育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他病院事業庁長が定める教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他病院事業庁長が指定する者で負傷、疾病または老齢により病院事業庁長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、<u>介護時間</u>（当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。）<u>または子育て支援時間</u>（当該職員がその小学校またはこれに準ずる学校に就学している子（第1学年から第3学年までの子に限る。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、

前項の規定にかかわらず、病院事業庁長が別に定めるところにより減額して給与を支給する。

第26条以下 省略

前項の規定にかかわらず、病院事業庁長が別に定めるところにより減額して給与を支給する。

第26条以下 省略

滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新
第1条～第9条の2 省略 （育児または介護を行う職員の深夜勤務等の制限） 第9条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。<u>以下この条および第16条ならびに別表第3において同じ。</u>）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜において勤務させてはならない。 2～3 省略 4 前3項の規定は、第21条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。<u>以下この条および第16条ならびに別表第3において同じ。</u>）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるもの	第1条～第9条の2 省略 （育児または介護を行う職員の深夜勤務等の制限） 第9条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。<u>第21条を除き、以下同じ。</u>）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜において勤務させてはならない。 2～3 省略 4 前3項の規定は、第21条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。<u>第21条を除き、以下同じ。</u>）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定め

として人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育する」とあるのは「第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)に」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者の介護をする」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第10条 省略

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇および介護時間とする。

2 休暇とは、次条から第21条の2までに規定する休暇であつて、正規の勤務時間中に勤務しない期間をいう。ただし、特別休暇(第19条に規定する特別休暇を除く。)が週休日または祝日法による休日もしくは年末年始の休日の前後にわたる場合には、現に継続する日数をもつて休暇の期間とみなす。

第12条～第21条の2 省略

(新設)

る者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育する」とあるのは「第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)に」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者の介護をする」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第10条 省略

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間および子育て支援時間とする。

2 休暇とは、次条から第21条の3までに規定する休暇であつて、正規の勤務時間中に勤務しない期間をいう。ただし、特別休暇(第19条に規定する特別休暇を除く。)が週休日または祝日法による休日もしくは年末年始の休日の前後にわたる場合には、現に継続する日数をもつて休暇の期間とみなす。

第12条～第21条の2 省略

(子育て支援時間)

第22条 省略

(読替規定)

第23条 市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員（滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）第2条第2項に規定する指導主事に充てられる職員を除く。）に対してこの条例を適用する場合には、第4条および第5条中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と、同条第2項ただし書中「人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより」とあるのは「滋賀県教育委員会が人事委員会と協議して定める基準に従い」と、第6条中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と、「人事委員会規則の定めるところにより」とあるのは「滋賀県教育委員会が人事委員会と協議して定める基準に従い」と、第7条第1項、第9条、第9条の2第1項、第9条の3第1項から第3項まで（同条第4項において準用する場合を含む。）、第10条第2項、第12条第3項および第13条第1項中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と、同条

第21条の3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校またはこれに準ずる学校に就学している子（第1学年から第3学年までの子に限る。）を養育するため、1日の勤務時間の一部につき休暇を願い出たときは、子育て支援時間を与えることができる。

2 子育て支援時間の時間は、前項の子を養育している期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 第21条第4項の規定は、子育て支援時間について準用する。

第22条 省略

(読替規定)

第23条 市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員（滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）第2条第2項に規定する指導主事に充てられる職員を除く。）に対してこの条例を適用する場合には、第4条および第5条中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と、同条第2項ただし書中「人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより」とあるのは「滋賀県教育委員会が人事委員会と協議して定める基準に従い」と、第6条中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と、「人事委員会規則の定めるところにより」とあるのは「滋賀県教育委員会が人事委員会と協議して定める基準に従い」と、第7条第1項、第9条、第9条の2第1項、第9条の3第1項から第3項まで（同条第4項において準用する場合を含む。）、第10条第2項、第12条第3項および第13条第1項中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と、同条

第2項中「任命権者は」とあるのは「市町教育委員会は」と、第14条第1項、第15条から第20条までの規定、第21条第1項および第2項ならびに第21条の2第1項中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と読み替えるものとする。

第24条以下 省略

第2項中「任命権者は」とあるのは「市町教育委員会は」と、第14条第1項、第15条から第20条までの規定、第21条第1項および第2項、第21条の2第1項ならびに第21条の3第1項中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会」と読み替えるものとする。

第24条以下 省略

滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表（第6条関係）

旧	新
第1条～第8条の2 省略 （育児または介護を行う職員の深夜勤務等の制限） 第8条の3 本部長は、小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条および第15条ならびに別表第3において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜において勤務させてはならない。 2～3 省略 4 前3項の規定は、第20条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条および第15条ならびに別表第3において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育する」とあるのは「第20条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第20条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者の介護をする」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」と	第1条～第8条の2 省略 （育児または介護を行う職員の深夜勤務等の制限） 第8条の3 本部長は、小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。<u>第20条を除き、以下同じ。</u>）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜において勤務させてはならない。 2～3 省略 4 前3項の規定は、第20条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。<u>第20条を除き、以下同じ。</u>）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育する」とあるのは「第20条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第20条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者の介護をする」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障があ

あるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第9条 省略

(休暇の種類)

第10条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇および介護時間とする。

2 前項の休暇とは、次条から第20条の2までに規定する休暇であって、正規の勤務時間中に勤務しない期間をいう。ただし、特別休暇（第18条に規定する特別休暇を除く。）が週休日または祝日法による休日もしくは年末年始の休日の前後にわたる場合は、現に継続する日数をもつて休暇の期間とみなす。

第11条～第20条の2 省略

(新設)

第21条以下 省略

る」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第9条 省略

(休暇の種類)

第10条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間および子育て支援時間とする。

2 前項の休暇とは、次条から第20条の3までに規定する休暇であって、正規の勤務時間中に勤務しない期間をいう。ただし、特別休暇（第18条に規定する特別休暇を除く。）が週休日または祝日法による休日もしくは年末年始の休日の前後にわたる場合は、現に継続する日数をもつて休暇の期間とみなす。

第11条～第20条の2 省略

(子育て支援時間)

第20条の3 本部長は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校またはこれに準ずる学校に就学している子（第1学年から第3学年までの子に限る。）を養育するため、1日の勤務時間の一部につき休暇を願い出たときは、子育て支援時間を与えることができる。

2 子育て支援時間の時間は、前項の子を養育している期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 第20条第4項の規定は、子育て支援時間について準用する。

第21条以下 省略